

役員等報酬規程

社会福祉法人 高塔会

社会福祉法人高塔会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人高塔会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任解任委員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、理事長に、運営管理業務に応じた役員報酬を支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 この法人の理事長の報酬については、別表1に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給については、毎月末日締めの翌月5日とする。但し、当日が土・日曜休日に当るときは、その日前で最も近い土・日曜休日でない日に支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償の支給)

第6条 役員等が、理事会、評議員会、評議員選任解任委員会又は、監事監査等に出席する場合、別に定める役員等費用弁償規程に基づき費用を弁償することができる。

- 2 役員等が法人業務のため出張する場合は、別に定める役員等費用弁償規程に基づいて、旅費等を支給することができる。
- 3 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(適用除外)

第7条 この法人の施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

(補 足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

(旧規程の廃止)

平成27年6月1日より実施の役員報酬規程は、これを廃止する。

別表1 理事長の報酬

	報酬の額	備考
理事長	月額 30,000円	但し、役員等費用弁償規程は適用しない。